

# 低炭素建築物認定申請手続きの変更

低炭素建築物の認定基準の見直しに伴い、令和4年10月1日から低炭素建築物認定基準が以下のとおり変更になります。

## 1 外皮基準の変更

外皮平均熱貫流率（ $U_A$  値）の基準が  $0.6\text{W}/(\text{m}^2 \cdot \text{K})$  以下※に変更となります。

※地域の区分6の場合

## 2 設計一次エネルギー消費量の変更

設計一次エネルギー消費量は、基準一次エネルギー消費量（冷暖房、換気、照明、給湯に限る）に比べて、以下の用途区分に応じた係数を乗じた消費量以下とする必要があります。

用途	係数
住宅（一戸建て住宅、共同住宅等）	<b>0.8</b>
ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	<b>0.7</b>
事務所等、学校等、工場等	<b>0.6</b>

例 一戸建て住宅の場合

$$\boxed{\text{設計一次エネルギー消費量}} \leq \boxed{\text{基準一次エネルギー消費量}} \times \mathbf{0.8}$$

※冷暖房、換気、照明、給湯に限る

## 3 再生可能エネルギー利用設備の導入

太陽光、風力といった再生可能エネルギー利用設備を設ける必要があります。

さらに一戸建て住宅は、基準一次エネルギー消費量から改正後の誘導設計一次エネルギー消費量を減じた数値（省エネ量）と、再生可能エネルギー量（創エネ量）の合計を、基準一次エネルギー消費量（冷暖房、換気、照明、給湯に限る）の50%以上とする必要があります。

$$\boxed{\text{設計一次エネルギー消費量}} - \text{創エネ量} \leq \boxed{\text{基準一次エネルギー消費量}} \times 0.5$$

※冷暖房、換気、照明、給湯に限る

## 4 選択的項目の追加

以下の①～⑨のうち1項目以上に適合する必要があります。

- ① 節水に資する機器（便器・水栓など）の設置
- ② 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
- ③ HEMS 又は BEMS の設置
- ④ 再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
- ⑤ 一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施
- ⑥ 住宅の劣化の軽減に資する措置
- ⑦ 木造住宅又は木造建築物である
- ⑧ 高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
- ⑨ **V2H 充放電設備**(建築物から電気自動車等に電気を供給するための設備)の設置 (追加)

お問合せ先

文京区都市計画部建築指導課

上記1～3の内容 設備担当 Tel 03-5803-1265

上記4の内容 調査担当 Tel 03-5803-1266